

少額短期保険業者向けの監督指針 (保険会社向けの総合的な監督指針【別冊】)

I. 基本的考え

- 少額短期保険業者監督の目的は、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく保険の引受けを行っていたいわゆる無認可共済について、保険業法の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者等の保護を図ることにある。
- 本監督指針は、少額短期保険業者の監督行政をどのような視点に立って行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、保険会社向けの総合的な監督指針の別冊として位置付け、体系的に整備している。本指針に記載がない項目については、保険会社向けの総合的な監督指針を参照しつつ対応。
- 少額短期保険業者は、取扱保険商品や会社の規模等が多種多様であると予想されるため、監督上の評価項目の全てを一律に求めることなく、特に体制面の着眼点においては、事業者の実情に応じて判断することが必要(機械的・画一的な運用に陥らないように配慮。)

II. 監督上の評価項目

○ 経営管理（ガバナンス） 少額短期保険業者の経営管理の有効性を検証

・少額短期保険業者の特性・規模に応じて、経営管理機能が発揮されているか、各種ヒアリング等により検証

・特定保険業者(※)が保険事業部分を子会社化して設立する場合も想定されるため、主要株主や持株会社等の関与状況にも留意

○ 財務の健全性

少額短期保険業者の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

・少額短期保険業者に対して、保険会社と同様に、責任準備金等の適切な積立、通常の予測を超えて発生するリスクに対する対応力を示す基準である「ルベソナーマージン」比率に基づく措置、再保険に関するリスク管理態勢の整備等を規定

<少額短期保険業者独自の着眼点>

- ・保険料及び責任準備金の積立等について、事後チェックの確認方法を記載
- ・保険業の継続可能性について、短期商品に配慮した事業継続の確認ポイントを設定
- ・預金・国債等安全資産に限定した運用が求められる点を踏まえた資産運用リスク管理態勢の整備

○ 業務の適切性

少額短期保険業者のコンプライアンス態勢等を検証

・保険会社の募集人等と同様、保険業法に基づく適切な保険募集態勢の確立が求められることから、保険契約の募集及び締結時に係る着眼点を規定

<少額短期保険募集人独自の着眼点>

- ①連鎖販売取引(いわゆるマルチ販売)による不適切な募集行為の防止
- ②保険金限度額内での募集のための適切な措置

<業務運営に関する少額短期保険業者独自の着眼点>

- ①自動更新契約の保険料等の見直しを書面で説明
- ②セーフティネットがないことを書面で説明
- ③保険金限度額等を書面で説明
- ④契約者から以上の説明を了した旨の署名、押印を得るための措置

III. 事務処理上の留意点

○登録等の監督事務は原則として財務局となるため、財務局への内部委任事項を記載したほか、以下のような少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点を記載

- ・無登録等で保険業を行っている者への対応
- ・少額短期保険業の登録事務
 - ①登録に際しての具体的な手続き、審査に当たっての着眼点(組織体制・人員構成等)
 - ②少額短期保険業者登録簿の取扱い等(公衆の縦覧に供する)
- ・少額短期保険募集人の登録事務
- ・少額短期保険業を開始する前の供託金等の確認方法
- ・オフサイトモニタリングの主な留意点(定期的なヒアリング等の実施)

IV. 商品審査

少額短期保険業者から保険商品の創設もしくは既存商品の改定に係る届出が行われた場合の審査にあたっての着眼点を記載

- ・商品名称等が保険契約者に誤解されるおそれがないか
- ・普通保険約款の記載事項の明確性・平易性
- ・保障開始日の明確化
- ・保険契約の無効事由等の明確化
- ・免責事由の公平性、合理性
- ・支払い、請求手続き等の適切性
- ・保険計理人の意見書に係る留意点

V. 経過措置期間の留意点

特定保険業者(※)についての留意点を記載

- ①特定保険業者の届出
- ②特定保険業者に対する保険募集規制・業務モニタリング
- ③特定保険業者に対する監督対応
- ④特定保険業者からの保険契約の移転
- ⑤引受限度額を超える保険の引受け

(※)特定保険業とは、平成18年4月1日に現に特定の者を相手に保険の引受けを行っている者をいう。